

平成 27 年度自己点検評価報告書

平成 28 年 1 1 月 3 0 日

帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻

本報告書は、帝京平成大学大学院臨床心理学研究科の教育活動等の改善に資するため、教育・研究及び運営、施設、設備の状況について自ら点検評価を行った結果である。点検評価の項目及び基準は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）に規定される設置基準等を踏まえて、公益財団法人臨床心理士資格認定協会が定めた評価基準「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱」に基づいている。

目 次

I	評価対象大学院の現況及び特徴	1
II	専門職大学院の目的	3
III	章ごとの自己点検評価	
第1章	教育目的	5
第2章	教育課程	8
第3章	臨床心理実習	13
第4章	学生の支援体制	17
第5章	成績評価及び修了認定	21
第6章	教育内容及び方法の改善措置	24
第7章	入学者選抜等	28
第8章	教員組織	32
第9章	管理運営等	36
第10章	施設、設備及び図書館等	42

I 評価対象大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 名称 帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）
- (2) 所在地 〒170-8445 東京都豊島区東池袋二丁目 51 番 4 号
- (3) 開設年月 平成 23 年 4 月
- (4) 教員数 (平成 27 年 5 月 1 日現在)
- | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|------|-----|
| 教授 | 4 人 | 准教授 | 4 人 | 専任講師 | 2 人 |
| 助教 | 0 人 | その他 | 0 人 | | |
- (5) 学生数 (平成 27 年 5 月 1 日現在)
- | | |
|------|---------------------------|
| 収容定員 | 30 人 |
| 在籍者数 | 32 人（1 年次 16 人 2 年次 16 人） |

2 特徴

帝京平成大学（以下「本学」という）は、「実学の精神を基とし 幅広い知識と 専門分野における実践能力を身につけ 創造力豊かな逞しい 人間愛にあふれた 人材を養成する」を建学の精神とし、「建学の精神に則り、広く知識を授け人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学術を教授・研究し、国際的視野に立って日本国の発展に貢献できる有為な人材を養成することを目的と」して、昭和 62 年 4 月に「帝京技術科学大学」として千葉県内に開学した。平成 7 年 4 月に大学名称を「帝京平成大学」へ変更し、平成 14 年 4 月に「健康メディカル学部臨床心理学科」を開設した。平成 19 年 4 月には「大学院健康情報科学研究科（平成 20 年 4 月に「健康科学研究科」へ名称変更）臨床心理学専攻博士前期課程・博士後期課程（現：博士課程）」を開設し、平成 20 年 4 月に「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」から臨床心理士養成のための第一種指定大学院として認定された。平成 20 年 4 月に池袋キャンパスが開設され、「大学院健康科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程・博士後期課程（現：博士課程）」も池袋に移転した。そして、平成 23 年 4 月「大学院健康科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程」の募集を停止し、「大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻専門職学位課程」（以下「本研究科」という）を開設した。本研究科は、全国で 6 番目、東日本では最初の臨床心理分野の専門職大学院である。

本研究科が開設されて 5 年目の平成 27 年度に、「公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会」による認証評価を受け、「審査の結果、帝京平成大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、認証評価基準の全てを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定」された。

本研究科は、本学建学の精神である「実学」の趣旨に沿って、今日大きな社会問題となっている心の問題に対応し、医療・福祉や地域保健・産業、学校・教育など、様々な領域での確な支援を提供できる実践的な心理臨床家の養成を目指している。この目的を達するため、学生に対して、以下の特色を有する教育を行っている。

① 理論的教育と実務的教育を適切に組み合わせた教育

例えば精神疾患の授業とそれらの疾患に対する面接演習を組み合わせるなど、授業と演習・実習を相互に関連させて授業を実施している。

② ケースを通して自ら考える経験を積み重ねる

学生は2年次に担当ケースをケースカンファレンスに3回報告し、教員や学生から質疑や助言を受けるが、これがケースを通して学ぶ重要な機会となっている。ケースカンファレンスの運営にあたっては、以下の2点を心がけて実施している。

- 1) ケース紹介の後で10分ほど学生が小グループ討論を行う時間を設け、その後学生だけが発言できる時間帯を設けて、学生が自ら考え発言することを促す。
- 2) 後期には学生が討論に参加しやすいよう、ケースカンファレンスを2グループに分けて実施する。

③ 学生一人ひとりに対するきめ細かい指導（アドバイザー制）

1学年15人（入学定員）の学生に対し10人の専任教員と4人の専任カウンセラー（附属の臨床心理センターに所属）を配置し、教員がアドバイザーとして学生一人ひとりを受け持ち、指導を行う。履修、学習、実習だけでなく生活面の相談を行うなど、きめ細かい指導を行っている。なお、平成28年4月から専任教員は12人に増員された。

④ 志望する領域についての深い学修

臨床心理士として修得が必要な各領域の知識・技能をバランスよく学ぶとともに、修了後の実践を考慮し、学生へは「医療・福祉」「地域保健・産業」「学校・教育」の3つの領域のうち志望する領域について、理論と実践を相互に関連させた専門的な学修を進める。そのため志望領域の実習は週1日・通年（他の実習は半年）とするとともに、アドバイザーには学生の志望領域に近い専門領域を持つ教員を割り当てるよう配慮している。

⑤ 豊富な実習による実践能力の修得

専門職学位課程2年間で学内外において1,000時間程度の実習を行い、現場の多様なニーズに即応できるスキルを修得する。毎週1時間30分の実習検討会を設け、各実習領域の学生と担当教員が参加して、実習における問題を解決し学びを促すため、討論と指導を行っている。

⑥ 体験カウンセリングの実施

学生は1年目に熟練した臨床家による15回の体験カウンセリングを受ける。これにより、自分がケースを担当する前に、ケースの立場でカウンセリングをどう受け止めるか、カウンセラーはどうあるべきかを体験から学ぶことができる。

II 専門職大学院の目的

1. 帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）は、帝京平成大学（以下「本学」という）の建学の精神に則り、表Ⅱ－1－1に示す目的を掲げている。この目的を達成するため、本研究科学生に対し、附属の臨床心理センターや学外施設での実習における豊富な実践経験の機会を提供し、熟練した臨床家による体験カウンセリングを実施し、入学から修了まで一貫したマンツーマンの個人指導を行っている。

表Ⅱ－1－1 本研究科の目的

臨床心理学研究科は、高い倫理観を持って地域社会の人々の心身の健康の担い手として活躍できる臨床専門家の養成を目指している。臨床心理士として自己鍛錬し、臨床心理学分野における研究にも研鑽を積むことの出来る高度な専門的職業人の養成を目的とする。

2. 本研究科の目的を達成するため、表Ⅱ－2－1に示すアドミッション・ポリシーに基づき、心理学系の学部卒業生だけでなく、一定の心理学的素養を有する他学部卒業生や社会人経験者を幅広く受入れている。

表Ⅱ－2－1 アドミッション・ポリシー

専門職大学院の「実学の精神を基として、豊かな人間性を持ち、多様で複雑な心の問題に創造的で柔軟に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する」という教育理念と目的を達成するために、次のような人材を求めている。

- ① 人と心に対する深い関心と理解力を持っている。
- ② 柔軟で安定した対人関係能力を持っている。
- ③ 社会人としての良識と対人援助を行う専門家としての高い倫理観を持っている。
- ④ 臨床心理学の実践家としての高度専門職業人（臨床心理士）を目指す強い意欲がある。

3. 本研究科の目的を達成するため、表Ⅱ－3－1に示すカリキュラム・ポリシーに基づき、授業・演習・実習を関連させた教育、少人数での双方向・多方向の授業、豊富な実習経験ときめ細かい実践的指導を行っている。

表Ⅱ－3－1 カリキュラム・ポリシー

専門職大学院としての目的を達するため、理論的教育と実務的教育を適切に組み合わせ、次の教育課程を実施する。

- ① 臨床心理士に必要な専門的知識の確実な修得と、現実の問題を分析し解決していく能力の向上をはかるため、授業と演習・実習を相互に関連させて実施する。

- ② 授業においては、討論や質疑応答を促し、主体的で多角的な思考を身につけさせる。
- ③ 発達検査、心理検査、神経心理学的検査の演習を行い、結果の解釈や報告書の作成方法を修得させる。
- ④ 学内施設（臨床心理センター）を活用し、個人ごとのスーパーヴィジョンを受けながら臨床事例を担当させる。
- ⑤ 学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域の外部実習を実施し、臨床現場での学びを促す。
- ⑥ 入学から卒業までアドバイザーによる個人指導等を実施する。
- ⑦ 自ら担当したケースの臨床経験をケースカンファレンス等で発表し、指導を受けながら、事例研究論文としてとりまとめる。

4. 本研究科の目的を踏まえ、表Ⅱ－４－１に示すディプロマ・ポリシーに基づき、厳格な学位授与を行っている。

表Ⅱ－４－１ ディプロマ・ポリシー

本研究科の課程を修め、以下の要件を満たすに至った者に対し、学位を授与する。
臨床心理修士（専門職）

- ① 臨床心理士の実務に必要な専門的な臨床心理学の知識とともに、臨床心理士としての実践に必要な感受性や分析力、表現力、対人関係スキル等を有すること。
- ② 豊かな人間性を持ち、複雑で多様化した社会と心の問題に創造的で柔軟に対応できる能力を有していること。
- ③ 臨床心理学の高度専門職業人としての使命と責任を自覚し、目的意識を持って自己研鑽を積み重ね、自ら学び続ける意欲と能力を有していること。
- ④ 他専門職種と連携しチームワークを尊重して協働することができ、個人や地域住民の心の健康に貢献できる志と実行力を有すること。

Ⅲ 章ごとの自己点検評価

第1章 教育目的

【項目 1-1 教育目的】

基準 1-1-1

教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル1）。

<基準 1-1-1に係る状況>

帝京平成大学（以下「本学」という）の建学の精神（表1-1-1-1）及び本学の基本理念（表1-1-1-2）に基づき、本学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）の目的を、本学大学院学則第3条第3項に「臨床心理学研究科は、高い倫理観を持って地域社会の人々の心身の健康の担い手として活躍できる臨床専門家の養成を目指している。臨床心理士として自己鍛錬し、臨床心理学分野における研究にも研鑽を積むことの出来る高度な専門的職業人の養成を目的とする。」と定めている。

この本研究科の目的は、専門職大学院設置基準第2条に定める目的及び学校教育法第83条に沿っている。

表1-1-1-1 帝京平成大学 建学の精神

実学の精神を基とし 幅広い知識と 専門分野における実践能力を身につけ 創造力豊かな逞しい 人間愛にあふれた人材を養成する

表1-1-1-2 帝京平成大学 基本理念

1. 人文・社会科学と自然科学の均整のとれた教養教育を通して人間愛を培い、公聴心を涵養し、専門的能力を人類の幸福・福祉のための的確に適用できる健全な人格を養成する。
2. 自立と不撓不屈の精神を養い、実学的に幅広く高度な専門知識と学際的な問題解決能力を備え、創造性に富む人材を養成する。
3. 専門の学術を深く研究して成果を世界的に発信するとともに、大学の人材、施設を利用して地域社会との交流と貢献に努め、人類の発展に寄与する

基準 1-1-2

教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル1）。

<基準 1-1-2に係る状況>

本研究科の教育理念・目的については、学生に対しては、毎年度当初の4月に行われる新

入生オリエンテーション、上級生ガイダンスにおいて説明がなされており、学生便覧にも記載して徹底を図っている。

教職員に対しては、学生便覧を配付している。また、毎年度当初に臨床心理学研究科長（以下「研究科長」という）から理念、目的を明確に示した上で教育実践に取り組むとともに、本学大学院臨床心理学研究科委員会（以下「研究科委員会」）や本研究科が行うFD研修会などで繰り返し確認している。

また、社会に対しては、本学ホームページ、本研究科紹介パンフレット、本研究科主催の公開講演・シンポジウム、本研究科進学説明会等を通して公表している

基準 1-1-3

目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル1）。

<基準 1-1-3に係る状況>

I期生（平成23年入学）は12人中11人が2年間で規定の単位を取得し修了したが、社会人である1人は仕事の都合上休学していた。II期生（平成24年入学）は12人の入学者全員が2年間で所定の単位を取得し修了している。III期生（平成25年度入学）は16人中14人が2年間で修了したが、2人が健康上の理由などで退学した。

学業成績については、80～100点をA、70～79点をB、60～69点をC、59点以下をF、評価不能を無資格として評価している。平成25年度は、A：77%、B：17%、C：3%、F：1%、無資格1%であった。平成26年度は、A：55%、B：34%、C：6%、F：1%、無資格：4%と、Aの割合が低下しているが、これはAの割合を原則50%以下とするよう評価基準を厳しくしたためである。平成27年度は、A：45%、B：45%、C：9%、F：0%、無資格：1%であった。以上のことから、多くの学生が所定の単位を優秀な成績で修めていると評価できる。

「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」（以下「協会」という）の資格認定試験については、平成27年3月に修了した者14人のうち13人が合格（合格率93%）しており、この点からも教育の成果や効果が上がっているものと評価できる。資格試験対策としては、年間を通じた模擬資格認定試験、修了生に対する資格認定試験講習会や模擬試験実施のほか、授業中の小テストの導入、個々の学生に対する弱点の指導、ITを利用した資格認定試験過去問題の練習ツールである「manaba course」の利用などにより、自己の学力を正確に認識させ、日常的な継続学習を促すなどの取り組みを実施している。

一方、表1-1-3-1に修了生の就職状況を示す。修了生のほとんどが心理職として医療機関、民間の相談・支援機関、教育・子育て支援機関に就職・勤務しており、教育の成果や効果が上がっていると考えられる。

表1-1-3-1 修了生の就職状況 ※1

		平成 24 年 度 修了生	平成 25 年度 修了生	平成 26 年度 修了生	平成 27 年度 修了生	合計
医療機関	常 勤	0	4	4	1	9
	非常勤	6	4	3	3	16
民間の相談 支援機関※2	常 勤	0	1	0	0	1
	非常勤	2	1	1	1	5
学校・教育 子育て支援機関	常 勤	1	1	2	2	6
	非常勤	6	4	7	8	25
その他	常 勤	1	0	0	0	1
	非常勤	0	0	0	6	6
不 明		3	1	0	0	4
合 計		19	16	17	21	73

※1 複数の機関に非常勤として就職した者がいるため、合計は修了生の数と異なる。

※2 学校・教育、子育て支援機関を除く。

また、学生による授業に対する評価（アンケート）の結果も、概ね良好である。

第1章 教育目的 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

本学建学の精神である「実学」の趣旨に沿って、実践的な心理臨床家の養成を目的とし、その実現に向けて理論だけでなく実践を重視したきめ細かい指導を行っている。

学生の個別性を踏まえ、主体性を尊重した教育・指導を行っている。

面接、検査、陪席等にあたって、きめ細かいスーパーヴィジョンや指導を行い、学生の実践能力を高める取り組みを行っている。

協会資格認定試験合格のため、学生の能力を十分に引き出すよう教員がきめ細かく多面的にサポートしており、合格率93%という実績をあげることができた。

<改善を要する点>

協会資格認定試験の高い合格率を維持し、心理臨床の実践能力をさらに高めるよう、教育内容・方法の改善に継続して努める。

第2章 教育課程

【項目2-1 教育内容】

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル1）。

<基準2-1-1に係る状況>

臨床心理士としての資質及び実践能力を修得させるため、理論的教育だけでなく、演習、実習を相互関連的に実施している。

理論的教育として、「心理統計法特論」、「臨床薬理学特論」、「神経心理学特論Ⅰ・Ⅱ」、「発達心理学特論」、「精神医学特論Ⅰ・Ⅱ」、「臨床心理学原論」、「臨床心理学研究法特論」を開講し、統計、薬理、神経、大脳生理、発達、精神医学、研究と幅広い教育を実施している。

実務的教育としては、演習で学んだことを実習において更に実践的に学ぶよう工夫している。例えば、「臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ」において、乳幼児から成人までの発達検査、知能検査、心理検査、神経心理学的検査の理論的背景や実施方法を学び、「臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ」において心理検査等の実施から報告書の作成までを行う。「臨床心理面接演習Ⅰ・Ⅱ」では、臨床心理面接の基本的な技法である傾聴などの面接技法を学び、面接開始から終了後の報告書作成に至るまでの基本的スキルを、ロールプレイ等も活用して学習し、「臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ」で、実際のケースのスーパーヴァイズや事例検討により面接の進め方の理解を深めている。

また、臨床心理士としての責任感及び倫理観の涵養については、「臨床心理倫理特論」や事例検討会、外部実習及び附属の臨床心理センターでの実習で事例を通して実践的に学んでいる。

更に、学外の臨床心理士によるカウンセリングを受ける体験カウンセリングを必須とすることにより、自らのクライアント体験を通して、クライアントの心に必要以上に侵襲しない倫理観や安全性を守る責任感等を自らの体験を通して学んでいる。

基準2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル1）。

(1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

(2) 臨床心理展開科目

(学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。)

(3) 臨床心理応用・隣接科目

(臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。)

<基準2-1-2に係る状況>

臨床心理学基本科目として11科目、臨床心理展開科目として15科目、臨床心理応用・隣接科目として20科目、計46科目が開設されている。

臨床心理学基本科目は、将来の臨床心理士としての実務に必要とされる基本を学ぶ内容となっている。

臨床心理展開科目は、実務経験を有する教員による基本的な臨床心理領域での実践的なことを学ぶ内容である。また、事例研究論文を作成するための論文構成、論文執筆についても学ぶ。

応用・隣接科目は、種々の臨床心理学の領域について、また多様な臨床心理の応用技法について、更に臨床心理と隣接する領域・分野について、深く学ぶ内容である。

なお、平成27年度入学生から、2年次科目として「臨床心理学特別演習」を加え、47科目となる。

基準2-1-3

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル1）。

<基準2-1-3に係る状況>

臨床心理学基本科目として必修科目17単位、臨床心理展開科目として必修科目14単位と選択必修科目4単位の18単位、臨床心理応用・隣接科目として選択科目10単位の合計45単位（平成27年度入学生からは47単位）以上の修得が求められており、基準を満たしている。

臨床心理事例研究（センター実習を含む）は8単位、臨床心理応用・隣接科目は10単位であり、授業科目の内容は、必修科目において基礎から応用を網羅し、選択科目では、発達、神経、薬理、非行・犯罪、産業等、段階的かつ幅広く学習できるように配慮している。

学生への履修指導や学習指導に臨んでは、新入生オリエンテーションを行うほか、各専任教員による学生の個別指導担当制度（アドバイザー制）により、履修について助言指導を行っている。

また、キャップ制を厳格に遵守し、履修に関して学生に過度な負担がかからないよう配慮している。

【項目 2-2 授業を行う学生数】

基準 2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル1）。

<基準 2-2-1に係る状況>

本研究科の入学定員は、平成 23 年度（開設時）と平成 24 年度が 10 人、平成 25 年度以降は 15 人であり、1 年生と 2 年生を合わせた在籍学生数は、平成 26 年度と平成 27 年度が 32 人である。また、基本科目（必修）の受講者は、15～17 人である。

更に、授業を担当する教員 11 人のうち 10 人が専任教員であり、「臨床心理査定演習」及び「臨床心理査定実習」、「臨床心理面接演習」及び「臨床心理面接実習」、「臨床心理地域援助演習」は、教員 2 人で担当し、また「臨床心理地域援助実習」は、学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域の領域ごとにそれぞれの教員 3～4 人で担当した。

ケースカンファレンスは、学生の発言の機会を増やすために、後期は 2 グループに分け、学生 15～16 人、教員 6～7 人（臨床心理センター教員を含む）の少人数で実施している。

なお、本研究科以外の他専攻等の学生の授業履修はなかった。

【項目 2-3 授業の方法】

基準 2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1 年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

<基準 2-3-1に係る状況>

FD 活動を通じて、各授業の内容を全教員が把握し、更に教員が相互に授業内容を見学するなどして、教授方法・授業内容の改善を図ると共に、授業内容が偏ることなく、学生が臨

床心理学の必要な知識を修得できるよう配慮している。また、少人数による双方向、多方向的な授業を実施し、個人発表、グループ発表、グループ討議、ロールプレイ、現場体験、事例研究等、科目の性質に応じた適切な方法を用いている。

附属の臨床心理センターにおいて、学生は2年次に1人平均 5.2 ケースを担当し、49.2 回の面接を行っており（平成 27 年度実績）、毎回の面接に対して教員のスーパーヴィジョンを受け、「臨床心理センター実習Ⅲ・Ⅳ」（ケースカンファレンス）で学生1人が3回にわたり担当事例を提示し、事例の問題解決に必要な臨床心理的分析能力の向上を図っている。

事例研究論文作成にあたっては、学生1人に対し主査と副査の2人の指導教員を付け、事例研究計画に則った研究指導や論文作成の指導を行っている。また、事例研究論文の中間発表会を2回開催し、全教員による助言や指導を行っている。

学外実習では、実際に実習を開始する5月中旬までに、数回にわたる授業（「臨床心理地域援助実習」）において、2年生が1年生に実習先の概要や注意事項を伝え、教員からは実習の心構え、態度、関連法令の遵守、守秘義務の遵守などについてオリエンテーションを行っている。また、実習開始後も、学生はそれぞれの領域の授業（「臨床心理地域援助実習」）で実習の状況を報告し、教員の指導を受けるほか、アドバイザーは実習先指導者と適宜連絡を取り合い、その情報に基づいて学生の個別指導を行っている。外部実習の成績評価及び単位認定については、半期ごとに外部実習先指導者による評価（実習態度などについての7項目と総合コメント）を得て、実習報告会での発表内容等を併せて、教員全員で評価している。なお、学生ごとの学外実習先の選定にあたっては、学生の希望を尊重するとともに、学生の居住地と実習先機関との距離を考慮している。

授業内容や成績評価の基準は、学生便覧、シラバス、オリエンテーションで周知している。シラバスには、「授業のねらい及び到達目標」、「学習内容」、「授業の内容レベル、関連科目」、「授業外学習（予習・復習）」、「使用テキスト」、「参考書、その他教材」、「成績評価方法・基準」、「授業の形式・計画」の項目について記載している。また、「授業の形式・計画」の項目に事前事後学習の範囲を明記している。

授業時間外の学習を充実させるため、各授業においてはシラバスに記載されているような事前・事後学習を明示し、課題、レポートを課して、授業の効果を十分に上げるよう工夫している。また、「manaba course」を用いた e-learning でいつでもどこでも学習できるような環境を整えている。こうした授業時間外の学習を十分に行えるよう、時間割は学生の学習時間、自習時間を考慮して、木曜日は授業を開講せず、金曜日は少数の選択科目のみというカリキュラムを組んでいる。自習スペース、図書室も設置され、教材・資料等も適宜利用できる体制を整えている。

集中講義は、通常の授業と重ならない時期に設定している。

【項目 2-4 履修科目登録単位数の上限】

基準 2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の

学習を着実なものとするために、原則として 38 単位が上限とされていること（レベル 1）。

<基準 2-4-1 に係る状況>

学生が 1 年間に履修できる単位数の上限は 38 単位とし、これを厳格に適用している。

第2章 教育課程 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

少人数による双方向、多方向の密度の高い授業が行われ、また個々の学生に応じたきめ細かい指導がなされている。

全教員が臨床指導と研究指導を担い、実践と教育研究を有機的につなぐ指導が行われている。

体験カウンセリング実習により、学生がクライアントとしての体験を通じて、自らを深く知るとともに、心理臨床の留意点や意義について学ぶことができる。

附属の臨床心理センターでケースを担当する修士 2 年生（定員 15 人）に対して、教員 10 人と臨床心理センター教員 6 人（常勤 4 人、非常勤 2 人）により、心理臨床に関するきめ細かな指導がなされている。

<改善を要する点>

臨床心理士の実践の基礎となる理論科目を充実させことを目指して、平成 28 年度から人間理解のための理論に関する教育及び、各種心理療法、心理検査法の原理や構造に関する理論教育の科目を増やすこととした。

事例研究論文作成の基礎となる研究法に関する必修科目としての授業が開講されていなかったため、平成 28 年度から 1 年次の必修科目として「臨床心理学研究法」を開講することとした。

「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」が行う臨床心理士資格認定試験合格率の向上を目指した教育内容・教育方法の一層の改善に引き続き務める。

第3章 臨床心理実習

【項目3-1 学内実習施設】

基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要な十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル1）。

<基準3-1-1に係る状況>

帝京平成大学（以下「本学」という）附属の臨床心理センターとしては、東京都豊島区東池袋にある「帝京平成大学池袋臨床心理センター」（以下「池袋臨床心理センター」という）と東京都北区上十条にある「帝京平成大学板橋臨床心理センター」（以下「板橋臨床心理センター」という）の2施設がある。どちらも平成24年度末に移転し、新たに内装を行い、より充実した実習環境が整備された。

池袋臨床心理センターは、本学池袋キャンパス1号館2階にあり、個別面接室6室、プレイルーム（遊戯療法室）4室、10人分の座席のある待合室、8人分の事務机と作業スペースのある独立した事務室、受付、記録保管室、相談員室（記録室を兼ねる）等を有する。1階に独立した専用出入口を有しており、来談者のプライバシーに配慮した作りとなっている。車イス利用者は、エレベーターの利用が可能であり、バリアフリーに配慮している。なお、事例担当数の増加に対応できるよう、学生が面接記録や事例研究論文の作成を行う記録室（利用可能時間：8時30分～21時）を、平成28年4月より、21.1㎡の部屋から87.7㎡の部屋（約4倍）に変更した。

池袋臨床心理センターのある1号館自体が部外者の立ち入りが制限されており、更に臨床心理センターではドアやキャビネットなどの施錠を厳重に行っている。1号館には2か所に非常階段があり、避難経路及びAED設置個所については掲示または学生便覧に記載しており、関係者に周知されている。防犯ブザー（3個）を常備しているほか、各相談室に電話機が設置されている。

板橋臨床心理センターは、本学と帝京大学との間で取り交わした「学術交流に関する協定書」に基づき、帝京大学板橋キャンパス4号館1階に設置し、徒歩数分の距離にある帝京大学医学部附属病院と連携してクライアントの相談・援助を行っている。個別面接室2室、プレイルーム（遊戯療法室）1室、待合室、事務室、和室を有する。センター教員不在時のドアやキャビネットなどの鍵の管理は厳重に行われている。出入口は2か所設けられている。防犯ブザー（3個）を常備している。

池袋、板橋のいずれのセンターでも、面接室は防音に配慮され、十分な広さを備え、家族面接やカップル面接等の集団面接も可能である。プレイルーム（遊戯療法室）は、十分な広さがあり、壁時計が壊れないように配慮するなど、安全対策も施されている。また、安全管理マニュアルも整備され、関係者へ周知されている。

事務室には臨床心理センター教員が常駐している。

【項目 3-2 学内臨床心理実習】

基準 3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

＜基準 3-2-1に係る状況＞

臨床心理センターは、池袋、板橋の2箇所に設置されており、専任カウンセラー4人、非常勤カウンセラー1人、非常勤スーパーヴァイザー1人が勤務するほか、大学院専任教員10人が相談員として所属している。そして、専任カウンセラー、大学院専任教員の全員が1年生16人、2年生16人（平成27年度）の実習指導及びスーパーヴィジョンに当たる。

それぞれの学生が「センター実習評価ノート」に、受付実習、ケース実習、スーパーヴィジョンの実施時間、活動内容の振り返りを記録し、それを教員の指導、評価の資料としている。また、「臨床心理実習評価ノート【教員版】」に学内実習で修得すべき技能が明記され、評価基準と評価方法が定められている。

倫理遵守については、「センター実習オリエンテーション・マニュアル」に基づき、守秘義務、個人情報・面接記録の取り扱い等について、繰り返し指導を行っている。また、1年次の必修科目である「臨床心理倫理特論」において、クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、ハラスメント予防等について、具体的な事例や場面を想定した教育がなされている。

学生にケースを担当させる際は、有資格者である教員によるインテーク及び数回のアセスメント面接に陪席させた上で、十分な個別指導のもと、学生に引き継ぐ形を取ることを基本方針としている。

ケースカンファレンスは、すべての学生及び教員が出席し、毎週実施している。前期は学生の参加者が概ね30人であったが、後期は2グループに分けてケースカンファレンスを行ったので、1グループ約15人の学生が参加して実施された。

すべてのケースについて、専任教員・専任カウンセラーの中からスーパーヴァイザーがつき、責任を持って個別のスーパーヴィジョンを、面接ごとに毎回行うこととなっている。スーパーヴァイザーのあり方についても、FD活動の中で、様々な専門領域を持つ教員間での認識のすり合わせを行い、本研究科としてのスーパーヴィジョンの基本方針を共有できるように調整を行っている。

学生のケース担当については、平成27年度修了生13人の平均担当ケース（単独面接、教員との共同面接、検査のみの合計）は5.2ケース、平均面接担当回数は49.2回であった。それぞれの学生に、クライアントの発達段階や問題が偏らず、バランスよくケース担当の機会を与えるために、センター教員会議で担当者を決めている。

表3-2-1-1 平成27年度IV期生担当ケース数（実ケース数）

学生No.	単独面接	同席面接	検査のみ	合計	陪席
1	4	0	2	6	4
2	3	1	1	5	3
3	3	0	1	4	1
4	3	1	3	7	3
5	3	1	1	5	6
6	5	0	1	6	5
7	3	0	2	5	1
8	3	0	2	5	2
9	4	1	1	6	4
10	3	0	1	4	3
11	3	0	1	4	3
12	2	1	2	5	4
13	3	1	1	5	2
合計	42	6	19	67	41
平均	3.2	0.5	1.5	5.2	3.2

【項目3-3 学外実習施設】

基準3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル1）。

＜基準3-3-1に係る状況＞

本研究科では、学生が3領域（学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域）のいずれかを主領域として専攻し、原則として、主領域の学外施設で1年間、それ以外の領域の学外施設で半年ずつの実習を行っている。従って、学生は2年間の在学期間中に、心理臨床三大領域すべての施設において学外実習を行っている。

また、すべての学外実習施設に臨床心理士が勤務している。

【項目3-4 学外臨床心理実習】

基準3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

＜基準3-4-1に係る状況＞

「臨床心理実習評価ノート【教員版】」に実習で修得すべき技能等が明記され、評価基準と評価方法が定められており、それをもとに実習の成果をチェックしている。

倫理遵守については、週1回の領域別の授業「臨床心理地域援助実習」や個別スーパーヴァイズにおいて、クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、ハラスメント予防等について実践的な指導がなされている。

学外実習の実施に当たっては、実習開始前の1か月以上にわたり、週1回の授業で、教員による全学生への事前指導を行う。実習中は、教員との連携のもとに、実習先の臨床心理士等が指導を行う。また、学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域において、毎週外部実習報告会を開き、それぞれの領域の教員が、実践的な指導を行う。更に、半年ごとに、実習先指導者の評価と併せて、最終の実習報告会での発表をもとに評価を行う。

第3章 臨床心理実習 ＜優れた点及び改善を要する点等＞

＜優れた点＞

学内実習では、充実した施設・教員を擁し、学生にきめ細かく指導を行っている。また、学外実習では、心理臨床の三大領域にわたって実習が行われ、明確な基準に従って、実習先指導者との連携のもとに指導・評価が行われている。

＜改善を要する点＞

臨床心理センターのカウンセラーが事務処理を行っていたが、平成28年4月から専任の事務職員を配置し、カウンセラーは臨床活動や学生の指導に、より注力できる体制とした。

教員がスーパーヴァイザーを兼ねることは多重関係になりかねない恐れもあることから、事例研究指導者、スーパーヴァイザー、アドバイザーの役割分担を明確にするとともに、なるべく複数の教員からスーパーヴァイズを受けるよう指導し、多重関係のリスクの軽減を図ることとした。

学生が単独で担当できるケースを増やすため、地域の医療・相談機関等との連携を一層強化する。特に、子どものケースを増やすため、保育園の巡回相談、特別支援学校の訪問相談指導、発達障害児対象NPO団体の職員指導、豊島区教育委員会の就学相談委員、豊島区主催の思春期をテーマとした講演の講師、あるいは、帝京大学附属病院小児科との連携強化に努めている。

学生が面接記録や事例研究論文の作成を行う院生記録室が21.1㎡とやや手狭であったため、学生が担当する事例の増加に対応できるよう、平成28年4月から87.7㎡の部屋（約4倍）に変更した。

第4章 学生の支援体制

【項目4-1 学習支援】

基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル1）。

<基準4-1-1に係る状況>

年度初めに入学生には新入生オリエンテーションを、在校生には上級生ガイダンスを実施し、帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）の目的や養成しようとしている臨床心理士像について説明したうえで、時間割や科目の内容について説明し、履修指導を行う。

学生一人ひとりに指導教員が付くアドバイザー制を導入し、学習相談等を行う体制を取っている。アドバイザーが担当学生に対し、それぞれが受けてきた教育内容や社会人経験等を踏まえて、個別の指導・相談を行っている。更に、臨床心理実習において遭遇する様々な困難やストレスフルな状況や倫理上の諸問題に対してアドバイザーが積極的に相談にのり、指導・助言を行っている。

基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル1）。

<基準4-1-2に係る状況>

上述のアドバイザー制により、教員と学生が十分なコミュニケーションを図り、1対1で学習相談、指導・助言を行っている。また、学生は担当アドバイザー以外の教員にも気軽に相談・指導が受けられる。

各教員は週2回のオフィスアワーを設け、掲示等で学生に周知している。教員への面談希望は、研究室などで教員に直接申し入れるほか、教員へのメールで申し入れることもできる。

教員との面談は、1号館内の教員の研究室で行うこともできるほか、研究室のある5～8階の各フロアに2室ずつ設けられた学生面談室で行うこともできる。

基準4-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

<基準4-1-3に係る状況>

本研究科では、帝京平成大学臨床心理センターに勤務する主任教員1人及び常勤カウンセラー2人、非常勤カウンセラー1人、非常勤スーパーバイザー1人が、大学院専任教員と緊密に連携しつつ、学内の臨床実習の現地指導(スーパーヴィジョン等)をはじめとする、様々な学習支援を行い、授業や成績評価を行う教員とは違った立場で、学生の相談に対応している。

ティーチング・アシスタントについては、「帝京平成大学ティーチング・アシスタント規程」を有し採用の制度はあるが、過去に採用実績はなかった。

基準4-1-4

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること(レベル1)。

<基準4-1-4に係る状況>

社会人入学者等の基礎学力を補うために、各教員がアドバイザーとして、担当の学生に個別の指導や履修指導、図書のおすすめなどを行うほか、学部の心理学関連授業の履修、本研究科の基礎学力を補う科目の履修、「心理学検定」の受験を推奨している。また、平成27年度より新たに「臨床心理学特別演習」を開講し、その中で臨床心理学全般の基礎知識を学習することとした。

【項目4-2 生活支援等】**基準4-2-1**

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること(レベル2)。

<基準4-2-1に係る状況>

日本学生支援機構のほか、あしなが育英会、交通遺児育英会など、多様な奨学金制度が利用できる。帝京平成大学(以下「本学」という)池袋キャンパス教務グループ学生支援チーム(以下「学生支援チーム」という)が4月中旬に奨学生募集説明会を開催し、奨学金制度や出願の詳細について説明を行っている。また、社会人入学者で、通常2年のところ3年をかけて修了したいと希望する学生については、授業料2年分を3年で支払うこともできる制度を設けている。

学生の健康管理については、本学池袋キャンパス本館9階に保健室を設け、軽度の怪我や急病などに対応しているほか、池袋キャンパス内に帝京池袋接骨院及び帝京大学附属池袋クリニックが設けられており、打撲等の治療や内科及び心療内科の診療が受けられる。また、人間関係、課外活動やサークルなどの相談には学生支援チームが、心の悩みや心理的なこと

に関する相談には保健室または学生支援チームが窓口となって対応している。

更に、「帝京平成大学ハラスメント等防止規程」を定め、ハラスメントの防止に努めている。ハラスメントに係る相談の対応者として相談員を定め、掲示をもって学内に周知を図っている。相談員については、構成の男女比などにも配慮し、年度ごとに見直しを行っている。また、相談員不在時の対応やより身近で相談しやすい体制とするため、相談窓口を設けている。学生については学生支援チームを相談窓口と定めており、学生便覧に記載し周知を図っている。平成27年度から、本研究科としてのハラスメント防止対策にも取り組み、研究科長をハラスメント防止責任者とし、男性と女性の教授それぞれ1人をハラスメント相談員として配置した。

【項目4-3 障害のある学生に対する支援】

基準4-3-1

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル2）。

<基準4-3-1に係る状況>

身体に障害のある者に対しては、障害に応じて別室受験を許可するなど、受験の機会を確保できるよう配慮をしているが、これまでに適用例はなかった。また、障害者用のトイレが設置されており、教室への移動はエレベーターを使うことができるなど、本学内はバリアフリーとなっている。

身体に障害のある学生について、本人の了解を得て、教員及び他の学生に対して就学上及び実習上必要な配慮をしている。

【項目4-4 職業支援（キャリア支援）】

基準4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル2）。

<基準4-4-1に係る状況>

本学としては、就職の相談・支援の窓口として就職支援室を設け、就職活動のアドバイスや情報提供のほか、「帝京平成大学キャリアナビ」をはじめ、就職情報サイトへの登録を行っている。

修了生の就職状況は表4-4-1-1（表1-1-3-1の再掲）のとおりである。

本研究科としては、就職担当教員2人及びアドバイザーが個別に学生の相談・助言を行い、

学生の就職活動を支援している。在学生に対しては、求人情報を大学院生室に掲示するとともに、メーリングリストにより情報提供している。修了生に対しては、本研究科OB・OGにより構成されている「東池会」を設け、就職状況や就職先についての情報収集・交換を行い、就職活動を支援している。また、アドバイザーが大学院修了後も担当学生と連絡をとり、継続して支援をするように努めている。

表4-4-1-1 修了生の就職状況 ※1

		平成24年度 修了生	平成25年度 修了生	平成26年度 修了生	平成27年度 修了生	合計
医療機関	常勤	0	4	4	1	9
	非常勤	6	4	3	3	16
民間の相談 支援機関※2	常勤	0	1	0	0	1
	非常勤	2	1	1	1	5
学校・教育 子育て支援機関	常勤	1	1	2	2	6
	非常勤	6	4	7	8	25
その他	常勤	1	0	0	0	1
	非常勤	0	0	0	6	6
不明		3	1	0	0	4
合計		19	16	17	21	73

※1 複数の機関に非常勤として就職した者がいるため、合計は修了生の数と異なる。

※2 学校・教育、子育て支援機関を除く。

第4章 学生の支援体制 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

個々の学生に1人の教員がアドバイザーとして付くアドバイザー制を敷いて、学習や履修の指導だけでなく、生活の相談にも対応するなどきめ細かな指導・援助がなされている。

また、附属の臨床心理センター教員は、授業や成績評価を行う教員とは異なる立場から、学習の支援や生活の相談に対応しており、学生に対する手厚い相談・支援体制がとられている。

<改善を要する点>

修了生に対する支援策をさらに充実させるとともに、現役在校生と修了生の相互学習の機会を拡充するため、修了生が参加できる研究・研修や臨床活動の機会を設けることを検討する。

第5章 成績評価及び修了認定

【項目5-1 成績評価】

基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<基準5-1-1に係る状況>

(1) については、帝京平成大学（以下「本学」という）大学院学則及びカリキュラム・ポリシーに基づき成績評価の基準が設けられ、学生便覧及びシラバスに明記され、学生に周知されている。成績のランクは、80～100点をA、70～79点をB、60～69点をC（A～Cは合格）、59点以下をF（不合格）、出席日数不足を無資格としている。平成26年度後期からA評価は原則として50%を超えないこととした。

(2) については、本学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）専任教員のうち講師以上の教員により構成される本学大学院臨床心理学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）において各学生の成績評価を審議し、厳正な評価に務めている。また、研究科委員会において科目ごとに成績ランク別の人数と割合が周知される。また、成績評価について説明を希望する学生に対しては、それぞれの教科を担当する教員が説明する。

(3) については、半期ごとに、個人の成績評価だけでなく、成績評価通知書の見方、科目ごとの成績ランク別の割合を示した成績評価が、各学生に手渡されている。また、各授業の成績分布のデータを学生がいつでも閲覧できるように、ファイルに綴じて大学院生室に設置している。

(4) については、期末試験の実施方法や時間割を事前に学生に周知・掲示している。本学として大学院学生に対しては、合格点に達しなかった場合の試験（いわゆる再試験）を原則として行わないこととしているが、研究科委員会において教育上必要と認められた場合は実施している。また、期末試験を受験できなかった学生には、追試験を行っている。再試験・追試験ともに、期末試験同様の成績評価基準を設け、成績を評価している。

基準5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院

における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル1）。

＜基準5-1-2に係る状況＞

教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に、「公益財団法人臨床心理士資格認定協会」（以下「協会」という）認定の第一種あるいは第二種指定大学院で修得した単位に限定し、20単位を超えない範囲で修了要件に算入できる。学生が入学後に他の大学院（協会認定の第一種あるいは第二種指定大学院及び外国の大学院）で履修した授業科目について、本研究科設置科目に相当すると認められたときは、本学入学前の履修を認めた単位数と合わせて総計20単位を超えない範囲で修了要件に算入できる。

【項目5-2 修了認定】

基準5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

(1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。

この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------------|-------|
| ア 臨床心理学基本科目 | 16 単位 |
| イ 臨床心理展開科目 | 18 単位 |
| ウ 臨床心理応用・隣接科目 | 10 単位 |

(3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

＜基準5-2-1に係る状況＞

本研究科は、2年以上在籍し（ただし、4年を超えることはできない）、45単位以上を修得することを修了要件としている。45単位の内訳は、臨床心理学基本科目17単位、臨床心

理展開科目 18 単位、臨床心理応用・隣接科目 10 単位となっている。修了判定は研究科委員会において総合的に行っており、平成 24 年度は 12 人中 11 人、平成 25 年度は 12 人中 12 人、平成 26 年度は 16 人中 14 人、平成 27 年度は 16 人中 14 人が修了判定合格となった。なお、平成 27 年度入学生からは、「臨床心理学特別演習」が加わり、47 単位以上が修了要件となった。

教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に、協会認定の第一種あるいは第二種指定大学院で修得した単位に限定し、20 単位を超えない範囲で修了要件に算入できる。学生が入学後に他の大学院（協会認定の第一種あるいは第二種指定大学院及び外国の大学院）で履修した授業科目について、本研究科設置科目に相当すると認められたときは、本学入学前の履修を認めた単位数と合わせて総計 20 単位を超えない範囲で修了要件に算入できる。ただし、これまでのところ、これらの学則に基づく単位認定を申請した学生はいない。

第5章 成績評価及び修了認定 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

成績評価の基準をシラバスに具体的に明示し、授業においても周知している。また、授業ごとに成績分布の状況を学生に開示し、全体の中での自身の位置がわかるようにし、自らの優れた点や弱点を把握できるように計らっている。

<改善を要する点>

各学生に成績説明の機会が与えられている旨については、学生に口頭で周知しているが、より明確に周知するために文書での提示も行う。

第6章 教育内容及び方法の改善措置

【項目6-1 教育内容及び方法の改善措置】

基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル1）。

＜基準6-1-1に係る状況＞

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）専任教員全員が出席する本研究科FD委員会（以下「FD委員会」という）が組織され、FDに関する事項を審議し、本研究科として以下のような取り組みを行っている。

①授業アンケートの実施とその活用

全学的な取り組みとして、各授業科目について、学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施している。平成27年度前期は7月に、後期は12月に実施した。それぞれのアンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、結果を踏まえた授業改善の取り組みを各教員が行うとともに、リフレクションシートの形式で学生に対して回答され、池袋キャンパスメディアライブラリーセンターで保管・公開されている。

②研究授業の実施と授業改善の取り組み

平成27年度前期は、「臨床心理地域援助演習Ⅲ（地域保健・産業領域）」（1年必修）を対象に、専任教員全員による研究授業を平成27年6月22日（月）に実施し、教員へのアンケート結果を基に合評会を平成27年6月30日（火）に実施した。

平成27年度後期は、「臨床心理面接実習Ⅱ」（2年必修）を対象に、専任教員全員が参観する研究授業を、平成27年12月1日（火）に実施し、参観した教員のアンケート結果を基に、合評会を平成27年12月15日（火）に実施した。なお、後期の研究授業は、本学池袋キャンパスの学部教員にも公開された。学部教員1名の参加があり、授業内容や進め方に関するコメントを得ることができた。

④内部講師によるFD研修会

教育、研究、臨床という専門職大学院に求められている3領域について、講師による話題提供と参加者全員での意見交換・討議を、表6-1-1-1に示すとおり実施した。各講師の専門領域を踏まえて、専門職大学院の教育内容に関係の深いテーマについて発表し、優れた臨床心理実践家と、その養成のあり方についてディスカッションし、理解を深めることを目指した。

表6-1-1-1 平成26年度内部講師によるFD研修会開催日程

	実施日時	講師
1	平成27年4月7日（火） 11:30～12:15	A教授
2	平成27年5月19日（火） 11:30～12:15	B准教授

3	平成27年5月27日(火) 11:30~12:15	C准教授
4	平成27年9月15日(火) 11:30~12:15	C准教授

⑤専門職大学院臨床心理学研究科 FD 研修会

年1回、2日間にわたるFD研修会を実施し、講義、演習、実習のあり方について議論し、教員相互の理解を深めるとともに、教育の質の向上に努めている。平成27年度(第6回)は以下のとおり実施した。

日 程：平成28年2月22日(10時~17時)・23日(10時~13時)

場 所：帝京平成大学池袋臨床心理センター

参加者：15人(臨床心理学研究科専任教員、臨床心理センター教員)

- 議 題：(1)今年度の振り返りと次年度の教育目標の再設定
 (2)上記教育目標に基づく講義、演習、実習のあり方についての具体的な検討
 (3)新カリキュラムに基づくシラバスおよび授業内容の検討(必修科目を中心に)
 (4)臨床心理士資格認定試験の結果を踏まえた、より効果的で実践的な指導の構築
 (5)修了生への支援方法の検討
 (6)公認心理師法案への対応について
 (7)入試成績と入学後の成績等との関連
 (8)その他

⑥外部講師によるFD研修会

外部講師によるFD研修会を以下のとおり実施した。

日 時：平成28年2月22日 10時00分~11時30分

講演内容：「これからの心理臨床実践家の教育のあり方について」講師：日本大学文理学部心理学科教授 津川律子氏

これらの活動のうち、教育の内容及び方法については、特に、授業アンケート、研究授業によるFD研修会などを通じて改善を図った。

教育内容及び方法の改善策については、FD委員である教員が集約し、研究科委員会において適宜再確認するとともに、2月に2日間にわたって開催される本研究科のFD研修会でそれらの改善策を基に、次年度の教育内容及び方法を検討するなど、FD活動が組織的・継続的に実施されている。

基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること(レベル2)。

<基準6-1-2に係る状況>

専門や領域の異なる複数の教員が、演習・実習において共同で授業を担当する形式を採り、幅広い知識の獲得や、多様な視点からの柔軟な思考を促す努力がなされている。平成27年度において毎回複数の教員により行われた主な共同授業は以下のとおりである。

- ① 「臨床心理センター実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」
- ② 「臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」
- ③ 「臨床心理地域援助実習ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB・ⅢA・ⅢB」
- ④ 「臨床心理面接演習Ⅰ・Ⅱ」
- ⑤ 「臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ」
- ⑥ 「臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ」
- ⑦ 「臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ」
- ⑧ 「産業メンタルヘルス特論」
- ⑨ 「臨床心理学研究法特論」

また、ケースカンファレンス、実習報告会、事例研究論文発表会（中間発表2回、最終発表1回）において、実務家教員と研究者教員がともに参加し討論を行っている。実務家教員と研究者教員が共同で授業を行うことによって、学術研究的な視点と実務的な視点の双方からの質疑が行われるため、互いの考え方や知見を知る機会となっている。

更に、研究科委員会において、各教員が業績（研究・研修会講師等）を報告する機会が設けられており、研究内容等を報告することで、各教員の知識の補完を行っている。

なお、全教員が附属の臨床心理センターで臨床活動を行っているほか、研究者教員であっても週1回の学外での臨床的な実務を行っており、実務に関する知識や考え方は身に付けている。

基準6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル1）。

<基準6-1-3に係る状況>

各学期の授業終了時に学生による授業アンケートが実施されている。アンケートの結果は担当教員に通知されるとともに、研究科委員会で情報の共有が図られ、改善策が検討される。各担当教員は、そこでの検討を踏まえ、アンケート結果に基づく授業改善点等についてリフレクションシートを作成する。リフレクションシートは、池袋キャンパスメディアライブラリーセンター内で公開される。本研究科大学院生を含む全学生と全教職員が自由に閲覧でき、受講生との双方向のコミュニケーションの機会が設けられている。

また、各授業のアンケート結果は研究科長に集約され、集約されたデータは教員間で共有され、FD委員会において授業内容の改善措置のための資料として使用されている。

第6章 教育内容及び方法の改善措置 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

組織的・継続的なFD活動が活発になされるとともに、研究者教員と実務家教員の双方が出席する共同授業やケースカンファレンス、報告会等が行われ、教育内容及び方法について互いの意見を交換し、改善を図る機会が日常的に設定されている。また、すべての教員が、臨床の実務に携わっており、実務上の経験を補填している。

<改善を要する点>

学生の学習・生活面の全般にわたり個別指導を行うアドバイザーは入学時に決定し、従来、アドバイザーが事例研究論文の指導者になることが多かったが、平成27年度から、事例研究指導者とアドバイザーを明確に分け、教員の専門性や事例研究論文のテーマ、学生の希望等を考慮して、学生が2年に進級する際に事例研究指導者（事例研究レポート作成の主査）を決定することとした。

第7章 入学者選抜等

【項目7-1 入学者受入】

基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル1）。

＜基準7-1-1に係る状況＞

入学者受入れに関わる業務は、教員と事務職員が連携し組織的・計画的に行っている。帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）の中に入試委員会を置き、本研究科の入学者受入れに関する検討を行う。検討の結果は、本研究科専任教員のうち講師以上の教員により構成される帝京平成大学大学院臨床心理学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）へ上程され、審議される。入学者の決定は、入学試験の成績に基づいて研究科委員会で審議し、その結果得られた意見を基に帝京平成大学（以下「本学」という）学長が決定しており、責任体制を明確にしている。

本学建学の精神及び教育の基本理念に基づき、表7-1-1-1-1に示すアドミッション・ポリシーを設定し、入学者選抜の方法、本研究科の教育理念・目的等とともに、本学のホームページ、本研究科紹介パンフレット、入学試験要項等に記載し公表している。

表7-1-1-1-1 アドミッション・ポリシー

専門職大学院の「実学の精神を基として、豊かな人間性を持ち、多様で複雑な心の問題に創造的で柔軟に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する」という教育理念と目的を達成するために、次のような人材を求めている。

- ① 人と心に対する深い関心と理解力を持っている。
- ② 柔軟で安定した対人関係能力を持っている。
- ③ 社会人としての良識と対人援助を行う専門家としての高い倫理観を持っている。
- ④ 臨床心理学の実践家としての高度専門職業人（臨床心理士）を目指す強い意欲がある。

基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル1）。

＜基準7-1-2に係る状況＞

アドミッション・ポリシーに基づき、本学以外の卒業者、心理学以外の課程を修了した者、社会人など、多様な領域から幅広く公正に入学者を受入れている。入学者選抜は、筆記試験（英語、小論文、専門科目）と口述試験（個人及びグループ面接）を行うが、特に口述試験では、簡単な模擬面接を行ったり、心の問題に関わる社会的出来事について集団で討議させ

たりして、アドミッション・ポリシーに掲げる4つの資質を確認するよう努めている。

基準 7-1-3

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル1）。

<基準 7-1-3に係る状況>

入学者選抜に関する情報は、入学試験要項や本学ホームページ等により対外的に公表し、入学資格を有するすべての者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保している。

合否は、入試（筆記及び口述試験）の点数に基づき客観的に判定しており、自校出身者に対する優遇措置は設けていない。入学者に占める自校出身者の割合は、基礎データⅦ-2(2)に示すとおり、平成23年度は41.7%、平成24年度は25.0%、平成25年度は6.3%、平成26年度は18.8%、平成27年度は12.5%で、平成28年度は31.3%であった。恒常的な偏りは見られず、他校出身者にも広く門戸が開かれている。

基準 7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル1）。

<基準 7-1-4に係る状況>

入学者選抜試験は、筆記試験と口述試験により行っている。

筆記試験（英語、小論文、専門科目）では、特に基礎知識や思考力、分析力を問う問題を課している。筆記試験の採点は、受験番号、氏名を隠した状態で行う。

口述試験では、複数（3～4人）の教員が個別面接とグループ面接を実施し、面接を行った教員の合議により評価している。アドミッション・ポリシーに適う資質と共に、特に判断力、表現力を重視して評価を行っている。

合否は、入学試験の成績に基づいて教授会で審議し決定している。

基準 7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル2）。

<基準 7-1-5に係る状況>

入学者選抜に当たっては、心理系学部卒業生に限定せず、一定の臨床心理学的実務経験を持つ社会人や、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受入れ、本研究科のアドミッシ

ョン・ポリシーに基づき、多様な経験を有する者を公正に入学させている。毎年社会人経験者が入学しており、その割合は平成26年度が16人中3人(18.8%)、平成27年度が16人中8人(50.0%)、平成28年度が16人中9人(56.3%)であった。

社会人等について選抜を行うにあたっては、特に口述試験において、受験者が自己の有する実務経験や社会経験を将来の心理臨床の場でどのように活かそうとしているかを見極めるよう努めている。

なお、社会人入学者等の基礎学力を補うために、アドバイザーの教員を中心に、個別の指導を行うほか、学部の心理学関連授業の履修、「日本心理学諸学会連合」が行う「心理学検定」の受験等を推奨しているほか、平成27年度より新たに「臨床心理学特別演習」を開講し、その中で臨床心理学全般の基礎知識を修得を図っている。

【項目7-2 収容定員と在籍者数】

基準7-2-1

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること(レベル1)。

<基準7-2-1に係る状況>

1学年の入学定員は平成23年度及び24年度(開設1年目と2年目)が10人、平成25年度から15人となった。在籍者は、表7-2-1-1に示すとおり、2学年の合計で、平成23年度が12人(1年生のみ)、平成24年度が24人、平成25年度が29人、平成26年度が32人、平成27年度が32人となっている。充足率(収容定員に対する在籍者の割合)は、平成25年度までは110%を上回っていたが、入学定員を見直した平成25年度以降減少の傾向をたどり、平成26年度以降は適正な在籍者数となっている。

表7-2-1-1 在籍者数・収容定員の推移

	平成23年度 在籍者(定員)	平成24年度 在籍者(定員)	平成25年度 在籍者(定員)	平成26年度 在籍者(定員)	平成27年度 在籍者(定員)
1年生	12 (10)	12 (10)	16 (15)	16(15)	16(15)
2年生	—	12 (10)	13 (10)	16(15)	16(15)
合計	12 (10)	24 (20)	29 (25)	32(30)	32(30)
充足率	120.0%	120.0%	116.0%	106.7%	106.7%

基準7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること(レベル2)。

<基準7-2-2に係る状況>

入学者受入れは、表7-2-2-1に示すとおりである。入学定員が10人であった平成23年度と24年度はそれぞれ入学者数が12人であった。平成25年度に入学定員を見直して15人とした。それ以降は、毎年入学者が16人であり、入学定員に比べて概ね適正な入学者数となっている。なお、入学者数が入学定員の90%を下回ったことは過去に一度もない。

表7-2-2-1 入学者数・入学定員の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入学定員(人)	10	10	15	15	15
入学者数(人)	12	12	16	16	16
定員充足率	120.0%	120.0%	106.7%	106.7%	106.7%

第7章 入学者選抜等 <優れた点及び改善を要する点等>**<優れた点>**

アドミッション・ポリシーに沿って、社会人経験者や自校出身者以外を含む多様な人材を、適正な人数で受入れている。

<改善を要する点>

今後、臨床心理士に相応しい高い学力や対人関係能力を見極める試験のあり方を引き続き検討する。

また、心理学以外の学部出身者や社会人経験者等で、臨床心理学の基礎的な素養が不足している学生については、アドバイザーである教員などが不足している知識を補う方法等について個別に指導することに一層努めるとともに、平成27年度より新たに「臨床心理学特別演習」を開講し、その中で臨床心理学全般の基礎知識の習得を図っている。

第8章 教員組織

【項目8-1 教員の資格と評価】

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル1）。

＜基準8-1-1に係る状況＞

平成27年5月1日現在の帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）専任教員は10人おり、教育上必要な教員が置かれている。

本研究科専任教員の職位別、専門領域別、年齢別、資格別の内訳を表8-1-1-1-1に示す。年齢構成、専門分野のバランスは適切である。教授の数は、大学院設置基準に定められている教授数を満たしている。

また、臨床心理分野の科目（臨床心理学基本科目及び臨床心理学展開科目）の担当教員には、必ず臨床心理士の有資格者が含まれている。

なお、平成28年度から専任教員は12人に増員された。

表8-1-1-1 本研究科専任教員の構成（平成27年5月1日現在）

職位別	教授	准教授	講師
	4人	4人	2人

専門領域別	学校・教育	医療・福祉	地域保健・産業
	3人	4人	3人

年齢別	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代
	4人	1人	3人	2人

資格別 ※1	臨床心理士	医療心理士※2	精神科医	薬剤師	社会福祉士
	7人	1人	1人	1人	1人

※1 複数の資格を有する教員については、各々の資格で1人として計上されている。

※2 医療心理士とは、一般社団法人日本心身医学会が認定する、医療領域における広い知識と鍛錬された技能を備える者に与えられる資格であり、人々が良質の医療心理学、心身医学の恩恵を受けられるように社会に貢献し、医療心理学、心身医学の向上を図ることを目的とする。

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル1）。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

<基準8-1-2に係る状況>

教員の教育上または研究上の業績や専門分野については、帝京平成大学ホームページ及び本研究科紹介パンフレットにて公表されている。

本研究科専任教員は、専門分野における学術論文や著書等の業績と、臨床経験、教育経験を有し、学外においても指導的立場で臨床活動を行っており、専門分野についての優れた知識、高度の技術・技能、及び経験を有すると認められる。

本研究科の専任教員10人は、大学設置基準第13条及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入しておらず、他の学部及び研究科（修士課程）を兼担する者はいない。帝京平成大学大学院健康科学研究科臨床心理学専攻博士課程を兼担する者は5人である。

実務家教員の採用にあたっては、医療、教育、福祉などの領域における臨床心理実務経験の豊富な教員を採用している。

【項目8-2 専任教員の担当授業科目の比率】

基準8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル1）。

<基準8-2-1に係る状況>

必修科目及び選択必修科目27科目のすべてを、本研究科専任の教授又は准教授が担当している。

【項目8-3 教員の教育研究環境】

基準8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル2）。

<基準8-3-1に係る状況>

本研究科の専任教員の授業負担は、表8-3-1-1のとおり、年間20単位以下であり、

適正な範囲内にとどめられている。なお、専任教員には、授業負担以外に臨床心理センターのケース担当やスーパーヴァイズ等の負担があるため、平成25年度からはケース担当を授業のコマ数に算入している。

表8-3-1-1 専任教員の担当科目単位数（平成27年5月1日現在）

教 員	職名	研究者・実務家	担当科目単位数（単位）
A	教授	実務家	16
B	教授	実務家	16
C	教授	実務家	19
D	教授	実務家	17
E	准教授	研究者	17
F	准教授	実務家	17
G	准教授	研究者	18
H	准教授	研究者	17
I	講師	研究者	17
J	講師	研究者	18

基準8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル1）。

<基準8-3-2に係る状況>

本研究科の専任教員は、附属の臨床心理センターにおいて、臨床ケースを担当している。また、週1日の研究日が設けられており、学外での心理臨床活動を行っている。

それらの臨床活動は、教員の昇格等を評価する要素の1つとなっている。

基準8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル2）。

<基準8-3-3に係る状況>

これまでのところ、本研究科の専任教員が研究専念期間を取った実績はないが、各教員が、学会や研修会に参加できるように、授業を休講として別の日に補講を行うことが可能であり、これに要した参加費は帝京平成大学から支給される個人研究費で、交通費・宿泊費・日当は研究旅費で処理されるなど、配慮がなされている。

基準 8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル1）。

<基準 8-3-4に係る状況>

学内実習施設である臨床心理センターに主任教員1人、常勤カウンセラーが2人勤務しており（全員臨床心理士有資格者）、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助を行っている。

第8章 教員組織 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

専任教員の年齢構成、臨床心理士有資格者の割合、専門領域等がバランスよく配置されている。

<改善を要する点>

平成27年度に専任教員の予期せぬ異動があり、平成26年度の12人から平成27年度は10人となっているため、教員の負担が若干増えていたが、平成28年4月から、臨床心理学の基礎理論を教授する教員等を採用し、専任教員を12名とした。

また、臨床心理センターのカウンセラーの事務処理の負担を軽減し、臨床活動や学生の指導により注力できるよう、平成28年4月から臨床心理センターに専任の事務職員を配置した。

さらに、臨床心理センターのカウンセラーについては、平成28年4月1日付で、カウンセラーの1名を、1年ごとの雇用解約から期間の定めのない雇用とし、非常勤カウンセラー1名を、1年ごとの雇用契約ではあるが常勤とし、雇用の継続性・安定性を図った。

第9章 管理運営等

【項目9-1 管理運営の独自性】

基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること(レベル1)。

＜基準9-1-1に係る状況＞

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科(以下「本研究科」という)の運営に関する事項は、本研究科専任教員のうち講師以上の教員により構成される帝京平成大学大学院臨床心理学研究科委員会(以下「研究科委員会」という)を毎週開催し決定している。

また、それらの教員は、教務、自己点検・評価、学生、学園祭、広報、FD、紀要編集、図書、キャリア、情報技術センター運営、産学共同・地域連携推進、廃棄物処理、防火・防災管理、不正防止、倫理の本学の各委員会に所属し、帝京平成大学(以下「本学」という)の運営にも参画している。

更に、本研究科内に表9-1-1-1に示す委員会を設けている。各委員会には2～7人の教員が委員として属し、本研究科における各専門事象への対応と運営に当たっている。

表9-1-1-1 平成27年度臨床心理学研究科内委員会一覧

委員会名	構成人数
教務委員会	4人
☆ 入試委員会	4人
☆ カリキュラム委員会	4人
自己点検・評価委員会	7人
☆ 資格試験対策委員会	5人
☆ 事例研究委員会	4人
☆ 施設委員会	2人
学生委員会	2人
学園祭委員会	2人
広報委員会	3人
FD委員会	7人
☆ 実習委員会	4人
紀要編集委員会	3人
図書委員会	3人
キャリア(就職)委員会	2人
情報技術センター運営委員会	1人
産学共同・地域連携推進委員会	1人
産業廃棄物処理委員会	1人

防火・防災管理委員会	1人
不正防止委員会	1人
倫理委員会	2人
☆ ケースカンファレンス委員会	2人

注1 ☆は研究科独自の委員会を示す。

注2 教員は複数の委員会へ属するため、合計数は教員数と一致しない。

本研究科の教育課程、教育方法については、研究科委員会で審議し、案件により教授会で審議し、学長が決定する。本研究科の入学者選抜に関しては、全教員が分担して入試問題を作問し、入学試験を実施した後、試験結果を基に研究科委員会で可否を審議のうえ、教授会で審議し決定する。学生の成績評価については、研究科委員会で判定する。修了認定については、研究科委員会にて判定し、本学大学院委員会で審議したものを、教授会で審議し決定する。教員の人事については、人事委員会で審議し、学長が決定する。

基準 9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること（レベル1）。

<基準 9-1-2に係る状況>

本研究科の庶務は総務課、会計は会計課、カリキュラム・成績管理・学位授与・福利厚生は教務課、事務機器・設備や検査用具の購入等は施設課、入試や広報活動は入試課、図書購入・研究支援はメディアライブラリーセンターが担当し、事務が滞りなく処理されている。

基準 9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル1）。

<基準 9-1-3に係る状況>

教員は職位に応じて、帝京平成大学（以下「本学」という）から個人研究費および研究旅費を支給されている。

本研究科では、設備・備品の購入や教育・研究活動等に必要な費用は都度申請しており、適切な教育活動等が妨げられることはない。

附属の臨床心理センターでのカウンセリング等で生じる収入は、一旦本学に収めてから、必要な活動費用を本学に申請する。

【項目 9-2 自己点検評価】

基準 9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル1）。

<基準 9-2-1に係る状況>

本研究科は平成 23 年度に開設され、平成 24 年度から毎年自己点検評価を行っている。その結果をまとめた自己点検評価報告書を平成 25 年度分から本学ホームページで公表している。

基準 9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル1）。

<基準 9-2-2に係る状況>

自己点検評価の項目は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）に規定される設置基準等を踏まえて、「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」（以下「協会」という）が定めた評価基準「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱」を準用している。

本研究科として、研究科内の教育活動の評価改善を図る FD 委員会の他に、自己点検委員会を設置し、研究科長が委員長となり、委員には教授 2 人、准教授 3 人、臨床心理センター主任 1 人を配置している。自己点検委員は FD 委員を兼務している。自己点検委員会は、本学事務局と連携して毎年の自己点検評価を行っている。

基準 9-2-3

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル1）。

<基準 9-2-3に係る状況>

本研究科の FD 活動（年度末の FD 研修会等）を通じて把握された問題点や、自己点検評価の結果明らかとなった課題等を基に、次年度の教育活動等の改善について検討している。具体的には、FD 委員会で次年度の教育活動の方針を起案し、研究科委員会が改善方策を決定し実行する。

基準 9-2-4

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル2）。

<基準 9-2-4に係る状況>

本研究科が開設されて5年目の平成27年度に、「公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会」による認証評価を受け、「審査の結果、帝京平成大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、認証評価基準の全てを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定」された。

本研究科の自己点検評価の結果に関する、上記以外の第三者による検証は現在のところ行っていないため、今後改善を図っていききたい。

本学に係る大学機関別認証評価については、平成22年度に「公益財団法人日本高等教育評価機構」による大学機関別認証評価を受審し、適合の評価を受けている。平成29年度に2回目の受審を予定しており、本研究科もそれに向けて準備を進めている。

【項目 9-3 情報の公示】

基準 9-3-1

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル1）。

<基準 9-3-1に係る状況>

- ① 本学ホームページにおいて本研究科及び本学臨床心理センターを紹介している。また、ホームページから入学試験要項をダウンロードできるようにしている。
- ② 以下の冊子を毎年作成し、受験希望者、心理系大学等の関係機関に広く配付している。
 - ・「帝京平成大学 ガイドブック」
 - ・「帝京平成大学大学院 ガイドブック」
 - ・本研究科紹介パンフレット
 - ・入学試験要項
- ③ 大学院予備校で開催された個別相談会において特設ブースを設け、本研究科を紹介している。
- ④ 年2回程度、本学内において本研究科の説明会を開催している。
- ⑤ 地域住民等を対象に、本研究科の主催による公開講演・シンポジウムを開催している。

基準 9-3-2

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル1）。

<基準9-3-2に係る状況>

公表している情報の内容とその媒体の関係を、表9-3-2-1に示す。

大学ホームページは、変更すべき事項が生じる毎に更新している。大学ガイドブック、大学院ガイドブック、本研究科紹介パンフレット、入学試験要項は原則として毎年、最新の内容に更新して作成している。

表9-3-2-1 公表している教育活動等の情報とその媒体

○：記載、△：一部の内容を記載

記載事項	文書の種類	大学ホームページ	大学ガイドブック	大学院ガイドブック	本研究科紹介パンフレット	入学試験要項	本研究科学生便覧
(1)教育目的		○	△	△	△	△	△
(2)教育上の基本組織及び教員組織		○	△	○	○	△	△
(3)入学者選抜、収容定員及び在籍者数		○		△	△	△	
(4)教育内容及び教育方法		○		△	△	○	△
(5)学内及び学外実習施設における実習		○		△	△	△	
(6)学生の支援体制		○	△		○		○
(7)成績評価及び修了認定		○			△		○
(8)教育内容及び教育方法の改善措置		○					
(9)修了者の臨床心理士資格試験の合格状況		○					
(10)修了者の進路及び活動状況		○		△	△		

【項目9-4 情報の保管】

基準9-4-1

認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル1）。

<基準9-4-1に係る状況>

自己点検評価及び認証評価に用いる情報並びにその原資料については、毎年、本研究科の

自己点検委員と大学事務局で調査・収集し、自己点検委員会において5年以上にわたり保管することとしている。

また、自己点検評価の結果は、学内外の調査の求めに応じて、速やかに提出できる状態にあるが、その基となったデータ及び資料の一部は散逸しているものがあり、今後はそれらのデータ及び資料も適切に保存することとする。

第9章 管理運営等 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

本研究科としての主体性を持った管理運営が適切になされている。

<改善を要する点>

自己点検評価の結果について、5年毎に行われる「公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会」による認証評価以外の第三者の検証を行っていない。今後、第三者による検証の実施に向けて努めていく。

また、自己点検評価の基となったデータも適切に保存していくこととし、保存用のキャビネットを附属臨床心理センター内に設置した。

第10章 施設、設備及び図書館等

【項目10-1 施設の整備】

基準10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル1）。

＜基準10-1-1に係る状況＞

人数や授業内容に応じた4つの教室（1号館3階の304～307教室）が設けられ、授業、演習、実習に支障なく使用されている。

教授と准教授には1人1室の研究室が、講師には2人で1室の研究室が設けられている。

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科教員（以下「教員」という）が帝京平成大学大学院臨床心理学研究科学生（以下「学生」という）との面談に使用する場所としては、教員研究室のほか、学生面談室（1号館5階から8階のフロアごとに2室）が設けられている。

帝京平成大学池袋臨床心理センター（以下「臨床心理センター」という）事務室には、机8台とパソコン、コピー機等のOA機器が設置され、そこにおいて事務処理・作業は支障なく行われている。

学生の自習室としては、メディアライブラリーセンター内に自習スペースが設けられているほか、大学院生室及び臨床心理センター相談員室（記録室を兼ねる）も自習の場として使用されている。大学院生室は約50㎡あり、在籍する学生の数に比して十分なスペースと考えられる。後述のとおり大学院生室の隣に本研究科図書室があり、連携が確保されている。なお、学生が担当する事例の増加に対応できるよう、学生が面接記録や事例研究論文の作成を行う相談員室（記録室）を、平成28年4月より、21.1㎡の部屋から87.7㎡の部屋（約4倍）に変更した。

図書館は、本館内に総合図書館としてのメディアライブラリーセンターが設けられているほか、1号館8階の大学院生室に隣接して帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）専用の図書室が設けられ、臨床心理学関連の図書が置かれている（一部の図書は、大学院生室と臨床心理センターにも置かれている）。4つの教室については、本研究科のみが使用している。事務室は、本館1階等に大学としての事務局があるほか、臨床心理センターには独立した事務室が設置されている。

【項目10-2 設備及び機器の整備】

基準10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル1）。

<基準10-2-1に係る状況>

各教室にはAV機器（プロジェクター、スクリーン、マイク等）が設置されている。

大学院生室（1号館8階811教室）にはパソコン14台、プリンター2台、複写機1台が、臨床心理センター内の記録室及び会議室にはパソコン11台、プリンター2台、複写機1台が設置されている。

大学院生準備室（1号館8階807教室）には、ビデオカメラ、ICレコーダーなどの電子機器、及び知能検査、発達検査、深層心理検査、質問紙検査等の各種心理検査用具が保管されており、学生等が演習・実習等で使用できる状態になっている。

教員の研究室には、机、本棚、ロッカー、打ち合わせ用のテーブルとイス等が備えられているほか、帝京平成大学から毎年教員に支給される個人研究費の範囲内でパソコン、プリンター、複写機等の購入が可能となっている。

臨床心理センター事務室には、情報管理用設備・機器として、鍵のかかる記録保管室と記録用紙を収納するキャビネット、シュレッダーが備わっている。

【項目10-3 図書館の整備】

基準10-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル1）。

<基準10-3-1に係る状況>

図書館は、本館内に総合図書館としてのメディアライブラリーセンターが設けられているほか、1号館8階に本研究科専用の図書室（以下「図書室」という）が設けられており、本研究科として購入した臨床心理学関連の図書等が置かれ、本研究科の教員が管理し、教員及び学生に貸し出し可能となっている。

メディアライブラリーセンターには、司書の資格を有する職員5人が配置されており、受入業務、目録業務、閲覧業務、参考業務、相互貸借等の業務を担当している。図書室の蔵書管理（新規購入、除籍を含む）はメディアライブラリーセンターが統括して行い、配架、貸出などは本研究科図書委員の教員が行っている。

図書室には、臨床心理学関連の書籍2,375点、視聴覚資料72点、専門雑誌15種が所蔵されており、本研究科教員の研究、教育及び学生の学習が十分に行える資料を備えている。メディアライブラリーセンターには、臨床心理学関連の書籍5,711点、視聴覚資料276点、専門雑誌34種が所蔵されており、こちらも随時閲覧、利用が可能である。蔵書検索等は、インターネットを介して学内外からアクセスできるシステムが構築されている。メディアラ

イブラリーセンターでは学外の資料の取り寄せが可能である。また、本学全体で約4,000タイトルのオンラインジャーナルが閲覧可能であり、研究、教育、学習を支援する環境が整備されている。

図書室に関しては、本研究科図書委員の他に学生の中に図書担当係を設け、室内の蔵書・資料が適切に使われるよう管理・維持にあたっている。蔵書・資料の見直し（補充、購入申請）は、本研究科図書委員が教員、学生の要望を聞き、本学図書委員会に諮り、内容の充実を図っている。また、教員は、本学から毎年配分される個人研究費の範囲内で図書の購入が可能となっている。

教員及び学生が十分な研究活動、学習を行えるよう、メディアライブラリーセンターは、平日にあっては午前8時30分から午後9時30分まで、土曜日にあっては午前8時30分から午後5時00分まで開館しており、その時間内であれば随時利用が可能である。

メディアライブラリーセンターでは、46台のパソコンが利用可能なPCコーナーを設置し、電子ジャーナルの閲覧や論文作成等蔵書を用いた学習が円滑に行える環境を整えている。また、DVDプレイヤー、ブルーレイディスクプレイヤー等の機器を設置した視聴覚コーナーを備えており、視聴覚資料の閲覧に利用されている。

事例研究論文等のプライバシー保護を必要とするものについては、臨床心理センター内の鍵のかかる記録保管庫に所蔵し、適切な管理体制が整えられている。

第10章 施設、設備及び図書館等 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

本研究科学生の在学者数に対して、十分なスペースの教室等を備え、図書やOA機器等の設備も充実している。

図書については、本研究科専用の図書室を設け、臨床心理学とその関連領域の図書を置いている。

<改善を要する点>

施設、設備及び図書館（図書室）について、現時点で早急な改善を要する点はないが、今後も学生の意見を聴取して反映させ、教育環境がより良いものとなるよう施設等の改善に努めていく。